

【事案Ⅳ－２】記名被共済者変更・等級継承にかかる請求

・平成 28 年 1 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は自動車共済契約について、当初は実家の法人名義で契約していたが、個人の使用・所有の車であり、住所も異なることから、平成 16 年に個人名義の契約に変更したと認識していた。しかし、平成 26 年 12 月に損保会社に契約移行した際、記名被共済者が法人名義のため等級継承ができないことが発覚した。継続手続きや車両入替手続きにおいて、被申立人から車検証と異なる法人名義の契約であることの説明や確認を受けていないことを不服とし、等級訂正、被共済者変更を求めて申立てに及んだもの。

<申立人の主張>

被申立人は、自動車共済契約について、コンプライアンス違反を認め、等級訂正、被共済者変更に応じるように、との判断を求める。

- (1) 平成 16 年 8 月の異動契約以後の被共済車両は、申立人自身の所有・使用車両であり、申立人は記名被共済者である法人に勤務しておらず、住居もその所在地とは別であった。そうした事情から、法人の代表者かつ申立人の父から、申立人個人の契約に変更したほうが良いだろうとの話があり、申立人は、異動契約の際、契約者及び記名被共済者をいずれも申立人個人の名義に変更したものだと思っていた。
- (2) 共済契約者は申立人名義としたものの、記名被共済者は法人のままとする契約を異動後の契約としてしまったため、他社の新契約に切り換えるに当たり割引等級の継承ができなくなってしまった。被申立人らは、上記のような実態とは異なる契約をし、法令順守義務違反をし、申立人に等級継承ができない不利益を与えたのであるから、これを実態に合うように、記名被共済者を申立人個人に変更すべきである。

<共済団体の主張>

手続きにコンプライアンス違反はなく、等級訂正、被共済者変更に応じる必要はない、との判断を求める。

- (1) 平成 16 年 8 月の変更は、被共済車両入替による異動契約であり、記名被共済者である法人の代表者から、契約者名を法人から申立人個人名義に変更し、記名被共済者については法人のままにするという契約異動申し込みを受けた。

- (2) 一般に、自動車検査証上の車両の所有者・使用者と記名被共済者が異なる場合には、被共済自動車を主に使用・管理する者を確認することになっているが、被申立人らにおいては契約者の側から記名被共済者を特定して申出があれば、その申出内容に沿って当該記名被共済者を被共済自動車の主な使用・管理者として、契約の異動あるいは継続処理を行っていた。よって、法令順守義務違反はなく、その記名被共済者の変更及び割引等級の継承の求めに応ずる必要はないと考える。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 平成16年8月の契約異動以降、所有及び使用・管理者が申立人個人であるとみられる被共済車両について、記名被共済者は申立人の父が代表者である法人名義で締結されていた。
- (2) 異動申込書の契約者同意欄への申立人の署名押印代行に当たり、申立人に意思確認をした事実はうかがわれぬが、申立人は、従前の契約者である法人の代表者かつ申立人の父に契約手続きを委任しており、契約者の申立人への変更は望んでいたと推認されるから、これを偽造とまでは認定できない。また、申立人は記名被共済者も申立人へ変更と認識していたとみられるが、委任を受けた申立人の父が、共済掛金の割引等級を継承するために、記名被共済者を法人のままにしたと推認される。
- (3) 平成18年の継続契約までは、記名被共済者の法人代表者かつ申立人の父、又は母が手続を行ったが、記名被共済者の変更は行われていない。平成19年12月の継続契約時には、申立人が記名被共済者を申立人名に変更を希望し、記入済の法人名を一旦削除したが、その場合、割引等級の継承が出来ない旨を説明すると、申立人は、従前通り記名被共済者を法人で手続している。以降の契約は、申立人又はその妻が手続をしており、記名被共済者が法人であることを追認していたと認められる。
- (4) 通常、記名被共済者は被共済車両を主に使用管理する者とされるが、本件のように異なる契約であっても、申立人、申立人の同居の親族、申立人が許諾した第三者が運転中の事故は、記名被共済者を申立人とする場合と比べて保障範囲に一定の制約はあるものの、多くの項目で共済の利益を受けることができるものと認められる。
- (5) 平成16年8月の契約異動時、被申立人側は、割引等級の継承を望む契約者の意思を尊重し、あえて踏み込んだ発問や調査をせず、申出のと通りの契約をした。その結果、申立人は、約10年間にわたり割引等級による掛金で、安心の保障を享受してきたといえる。もし、契約異動時に記名被共済者を申立人個人に変更したとすれば、前身契約の等級を承継することができず、割引等級の始期はその時からとなるので、それに応じた掛金を支払わなければならなかったのである。

したがって、自動車共済及び記名被共済者の意義の観点からは好ましくない面が

あり、被申立人らにおいてより慎重な取り扱いが求められるとしても、被申立人らに共済契約締結上の法令順守義務違反があったと非難すべきほどのことではないと考えられ、これにより契約の効力や内容に影響を及ぼすものということとはできない。

以上の理由から、申立人の本件申立は理由がなく、その請求は認められない。